

第二種特定鳥獣（ヤクシカ）管理計画の概要

1 計画策定の目的及び背景

屋久島では、平成7年から平成17年までの10年間を比較した研究からヤクシカの分布域の拡大や生息数の増加が確認され、平成25年度に実施された環境省の調査では29,000～32,000頭程度が生息すると推定されており、ヤクシカによる農業被害、生活環境被害及び生態系被害が顕在化している。これらの被害に対処するため、関係行政機関では各種計画を策定し、それらに基づくヤクシカ対策を行ってきたが、生息数のモニタリング調査の結果では、島内各地での推定生息密度が依然として高い状態となっており、世界自然遺産地域を含む全島的なヤクシカ対策の実施と充実が課題となっている。

そこで、ヤクシカ個体群の安定的な維持、生態系被害及び農業被害の軽減並びに世界自然遺産としての普遍的価値の保全・回復を図るため、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

2 計画の概要

(1) 管理すべき鳥獣の種類

ヤクシカ

(2) 計画の期間

H27.10.1 ～ H29.3.31（第11次鳥獣保護管理事業計画期間内）

(3) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき地域

屋久島

(4) 第二種特定鳥獣の管理の目標

世界自然遺産地域	生態系被害やヤクシカの生息状況をモニタリングし、適正なヤクシカの生息密度を検討しながら、生物間相互作用のバランスがとれた生態系の状態にすること
屋久島全体	狩猟による捕獲や被害防止柵の設置などの取り組みの継続を前提に、農林業被害や生活環境被害を感じない程度に人とヤクシカが共生する状態にすること

(5) 第二種特定鳥獣の捕獲に関する事項

ア) 狩猟期間を変更

11月15日～2月15日を11月1日～3月15日にする。

イ) 狩猟による捕獲数の制限の解除

1人1日当たりの捕獲頭数を無制限とする（（但し、捕獲後埋設等の処置が実施できる範囲とする））

ウ) 禁止猟法（くくりわなの規制）を解除

「輪の直径が12cmを超えないものとする」を解除

「締め付け防止金具の装着」を解除

エ) 禁止猟法（くくりわな）の規制

「締め付け防止機能_{（注）}を備えていないくくりわなの使用禁止」



(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

①目的②実施期間③実施区域④事業の目標⑤事業の評価⑥事業の実施者、の追加

(7) その他

本計画は、屋久島世界遺産地域管理計画の下位計画としても位置づけることから、環境省九州地方環境事務所、林野庁九州森林管理局、鹿児島県及び屋久島町の4者共同での策定となる。

第二種特定鳥獣(ヤクシカ)管理計画の内容・取組状況

特定計画項目	関係機関				現計画の内容	取組実績等
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町		
1 計画策定の背景と目的						
	○	○	○	○	・ヤクシカ個体群の安定的な維持、生態系被害及び農業被害の軽減並びに世界自然遺産としての普遍的価値の保全・回復を図る。 ・環境省、林野庁、鹿児島県及び屋久島町の4者共同で策定。	
2 保護管理すべき鳥獣の種類						
	○	○	○	○	・ヤクシカ	
3 計画の期間						
	○	○	○	○	・平成27年10月1日から平成29年3月31日	
4 特定鳥獣の管理が行われるべき区域						
	○	○	○	○	・屋久島 ・島内を河川区分ごとに10のブロックに分ける。	
5 特定鳥獣の管理の目標						
(1)現状 ①生息環境 ②生息及び捕獲の状況 ③被害状況	○	○	○	○	・生息環境はヤクシカが生息可能な植生区分を9区分とする。 ・推定生息頭数は平成25年度調査で30,000頭程度。 ・捕獲数は平成25年度実績で5,271頭。 ・農林業被害額等は平成26年度実績で10,725千円。	・関係機関と連携し、各種モニタリング調査を実施した。当該調査結果を基に次期計画へ反映する。
(2)基本理念 ①世界自然遺産地域での管理の実施に対する基本的な考え方 ②島全体での管理の実施に対する基本的な考え方	○	○	○	○	・個体群管理、被害防止対策、生息環境管理等の手段を総合的に講じていく。 ・生態系管理としてのヤクシカ対策と農業被害対策としてのヤクシカ対策については総合的に実施する。	・狩猟・有害捕獲の実施、侵入防止柵の設置及び植生保護柵等の設置を実施。
(3)管理の目標 ①世界自然遺産地域の管理目標 ②島全体での管理目標 ③管理に関する目標	○	○	○	○	①世界自然遺産地域の管理目標 ・生態系被害やヤクシカの生息状況をモニタリングし、適正なヤクシカの生息密度を検討しながら、生物間相互作用のバランスがとれた生態系の状態にすることとする。 ②島全体での管理目標 ・世界自然遺産地域の管理目標の維持を図りつつ、狩猟によるヤクシカ捕獲や農林業被害の発生を防ぐ防鹿柵等の設置など、多様な主体による取り組みの継続を前提に、農林業被害や生活環境被害を感じない程度に人とヤクシカが共生する状態にすることとする。 ③管理に関する目標 ・対策については事前に十分な検討を行うとともに、実施段階や実施後においてはその効果等を評価し、その後の対策や目標設定の見直し等、順応的に推進するものとする。	

第二種特定鳥獣(ヤクシカ)管理計画の内容・取組状況

特定計画項目		関係機関				現計画の内容	取組実績等																																				
		環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町																																						
	(4)目標を達成するための施策の基本的考え方	○	○	○	○	・ヤクシカによる被害が発生しているから対策を講じるのではなく、被害が発生しないように対策を講じることを基本とする。 ・対策の実施にあたっては、個体群管理、被害防止対策及び生息環境管理を組み合わせ、実行計画を定めたうえで実施し、きめ細かなモニタリングを継続して対策の効果を検証し、計画の見直しを含めて順応的に講じていくものとする。	・効果的な対策の実施に向けて各種モニタリングを実施した。																																				
6 ヤクシカの数の調整に関する事項																																											
	(1)計画捕獲(指定管理鳥獣捕獲等事業)の実施に関する事項	○	○	○	－	・指定管理鳥獣捕獲等事業、生態系維持回復事業等の実施による個体群管理の強化を図る。 ・地域区分ごとに設定する目標生息密度を実現するため、必要な捕獲頭数を算出し、実施期間内に捕獲することを目標とする。 ・生息密度や捕獲実施場所に応じた捕獲方法に則しつつ、実施のための捕獲体制の構築を行う。	・計画捕獲のあり方について、関係機関と検討を行った。(H28.1月開催)																																				
	(2)有害鳥獣捕獲の実施に関する事項	－	○	－	○	・農地や国有林に被害を与えている個体を積極的に捕獲するため、地元猟友会と連携しながら実施する。	・猟友会員による狩猟・有害捕獲の実施 <table><tr><td>区 分</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>計(頭)</td></tr><tr><td>狩猟</td><td>714</td><td>33</td><td>1</td><td>3</td><td>751</td></tr><tr><td>有害</td><td>3,816</td><td>4,493</td><td>5,270</td><td>5,067</td><td>18,646</td></tr><tr><td>計</td><td>4,530</td><td>4,526</td><td>5,271</td><td>5,070</td><td>19,397</td></tr></table> ・官民境の国有林における有害捕獲の実施(協定・職員捕獲) <table><tr><td>区 分</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>計(頭)</td></tr><tr><td>捕獲数</td><td>413</td><td>443</td><td>553</td><td>591</td><td>2,000</td></tr></table>	区 分	H24	H25	H26	H27	計(頭)	狩猟	714	33	1	3	751	有害	3,816	4,493	5,270	5,067	18,646	計	4,530	4,526	5,271	5,070	19,397	区 分	H24	H25	H26	H27	計(頭)	捕獲数	413	443	553	591	2,000
区 分	H24	H25	H26	H27	計(頭)																																						
狩猟	714	33	1	3	751																																						
有害	3,816	4,493	5,270	5,067	18,646																																						
計	4,530	4,526	5,271	5,070	19,397																																						
区 分	H24	H25	H26	H27	計(頭)																																						
捕獲数	413	443	553	591	2,000																																						
	(3)狩猟に関する事項	－	－	○	－	①11月15日から翌年2月15日までとなっている狩猟期間を11月1日から翌年3月15日に変更する。 ②一人一日あたりの捕獲頭数について、制限なしとする。 ③輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなによる捕獲を認める。 ④「締め付け防止金具」を装着したくくりわな以外に「締め付け防止機能」を装備したくくりわなの使用を認める。	・効率的な捕獲を推進するため、狩猟期間の延長、捕獲頭数の制限の緩和及び禁止猟法の解除を行った。																																				
7 ヤクシカの生息地の保護及び整備に関する事項																																											
	(1)生息環境の保護	○	○	○	○	・自然公園法に基づく屋久島国立公園やその他の法令に基づく、重層的な保護地域の指定により、ヤクシカの生息環境が保護されている。																																					
	(2)生息環境の整備(人為的な餌資源の排除)	－	－	－	○	・集落周辺の山林と集落の間にシカの移動を妨げる柵を設置。 ・土地管理者である農家や地域住民それぞれが自衛策を講じ、ヤクシカの餌資源へのアクセスが阻害されるような生息環境の管理を実施する。	・侵入防止柵の設置 <table><tr><td>区 分</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>計(m)</td></tr><tr><td>電気柵</td><td>2,468</td><td>3,493</td><td>3,758</td><td>－</td><td>9,719</td></tr><tr><td>シカ柵</td><td>18,720</td><td>8,362</td><td>－</td><td>2,688</td><td>29,770</td></tr></table>	区 分	H24	H25	H26	H27	計(m)	電気柵	2,468	3,493	3,758	－	9,719	シカ柵	18,720	8,362	－	2,688	29,770																		
区 分	H24	H25	H26	H27	計(m)																																						
電気柵	2,468	3,493	3,758	－	9,719																																						
シカ柵	18,720	8,362	－	2,688	29,770																																						

第二種特定鳥獣(ヤクシカ)管理計画の内容・取組状況

特定計画項目	関係機関				現計画の内容	取組実績等																																						
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町																																								
8 ヤクシカの被害防止に関する事項																																												
(1)侵入防止柵の設置 ・希少種保護対策	○	○	－	－	・種の保存及び自生地保全の観点から植生保護柵を設置。	・植生保護柵設置箇所 <table><tr><td>区 分</td><td>H24～H27(箇所)</td></tr><tr><td>環境省</td><td>20</td></tr><tr><td>林野庁</td><td>28</td></tr></table>	区 分	H24～H27(箇所)	環境省	20	林野庁	28																																
区 分	H24～H27(箇所)																																											
環境省	20																																											
林野庁	28																																											
(2)農地等での被害防止対策	－	－	－	○	・自然環境から得られる餌資源とは別の栄養供給源となる農作物利用を遮断する必要がある。 ・土地管理者である農家や地域住民それぞれが自衛策を講じるとともに、侵入防止柵の設置や有害鳥獣捕獲を連携して実施するなどヤクシカの餌資源へのアクセスが阻害されるような対策を講じる。	※再掲【7－(2)】 <table><tr><td>区 分</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>計(m)</td></tr><tr><td>電気柵</td><td>2,468</td><td>3,493</td><td>3,758</td><td>－</td><td>9,719</td></tr><tr><td>シカ柵</td><td>18,720</td><td>8,362</td><td>－</td><td>2,688</td><td>29,770</td></tr></table>	区 分	H24	H25	H26	H27	計(m)	電気柵	2,468	3,493	3,758	－	9,719	シカ柵	18,720	8,362	－	2,688	29,770																				
区 分	H24	H25	H26	H27	計(m)																																							
電気柵	2,468	3,493	3,758	－	9,719																																							
シカ柵	18,720	8,362	－	2,688	29,770																																							
9 モニタリングに関する事項																																												
(1)生息状況、捕獲状況、被害の発生状況に関するモニタリング方法	○	○	○	○	・糞塊法や糞粒法などによるモニタリング調査を関係機関が連携して実施。 ・狩猟、有害鳥獣捕獲、調査捕獲などによる捕獲状況は1kmメッシュごとに捕獲頭数及び捕獲場所を把握。 ・被害状況のモニタリングは農業被害、生活環境被害及び生態系被害の3つに分けて実施。	・生息状況 モニタリング調査 <table><tr><td>区 分</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>計(地点)</td></tr><tr><td>糞粒調査</td><td>37</td><td>49</td><td>20</td><td>83</td><td>189</td></tr><tr><td>糞塊調査</td><td>－</td><td>－</td><td>105</td><td>105</td><td>210</td></tr></table> ※環境省・林野庁・県の合計数 ・捕獲状況 H24～26年度の狩猟・有害捕獲について、1kmメッシュごとに捕獲頭数を把握。 ・被害の発生状況 ・農業被害 (単位:千円) <table><tr><td>区 分</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td></tr><tr><td>農業</td><td>24,232</td><td>4,134</td><td>10,725</td><td>6,723</td></tr><tr><td>林業</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>24,232</td><td>4,134</td><td>10,725</td><td>6,723</td></tr></table> ・生活環境被害 住民の生活圏内での果樹、家庭菜園における被害が発生。畜産については、飼料や乾草等の食害やシカに寄生するヒルやダニによる被害が発生。 ・生態系被害 林床植生や希少種への被害が多い。各種生態調査等を実施し、生態系管理目標の検討を行った。	区 分	H24	H25	H26	H27	計(地点)	糞粒調査	37	49	20	83	189	糞塊調査	－	－	105	105	210	区 分	H24	H25	H26	H27	農業	24,232	4,134	10,725	6,723	林業	0	0	0	0	計	24,232	4,134	10,725	6,723
区 分	H24	H25	H26	H27	計(地点)																																							
糞粒調査	37	49	20	83	189																																							
糞塊調査	－	－	105	105	210																																							
区 分	H24	H25	H26	H27																																								
農業	24,232	4,134	10,725	6,723																																								
林業	0	0	0	0																																								
計	24,232	4,134	10,725	6,723																																								

第二種特定鳥獣(ヤクシカ)管理計画の内容・取組状況

特定計画項目		関係機関				現計画の内容	取組実績等																						
		環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町																								
	(2)個体数シミュレーションの実施	○	○	○	—	・地域区分毎の捕獲頭数と推定生息頭数から個体数変動シミュレーションを行い、ヤクシカの個体群の動向を推定し、計画捕獲の目標頭数の算出や地域区分毎の捕獲圧の調整を行う。	・推定個体数<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th>H21</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr><tr><th>(61地点)</th><th>(37地点)</th><th>(49地点)</th><th>(20地点)</th><th>(83地点)</th></tr><tr><td>推定個体数</td><td rowspan="2">16,015</td><td>18,677</td><td>17,307</td><td>28,392</td><td>21,206</td></tr><tr><td>(頭)</td><td>23,882</td><td>27,523</td><td>44,624</td><td>31,330</td></tr></table> ・計画捕獲の目標頭数 推定個体数等のシミュレーションを行った。その結果を基に今後検討を進める。 ・地域区分毎の捕獲圧の調整 計画捕獲のあり方について、関係機関と検討を行った。(H28.1月開催)	区 分	H21	H24	H25	H26	H27	(61地点)	(37地点)	(49地点)	(20地点)	(83地点)	推定個体数	16,015	18,677	17,307	28,392	21,206	(頭)	23,882	27,523	44,624	31,330
区 分	H21	H24	H25	H26	H27																								
	(61地点)	(37地点)	(49地点)	(20地点)	(83地点)																								
推定個体数	16,015	18,677	17,307	28,392	21,206																								
(頭)		23,882	27,523	44,624	31,330																								
10	その他のヤクシカの管理のために必要な事項																												
	(1)計画の実施体制と評価 (2)情報公開と合意形成 (3)普及啓発 (4)計画の見直し	○	○	○	○	(1)計画の実施体制と評価 ・国、県、屋久島町、猟友会等との連携により、本計画に基づくヤクシカ対策及びモニタリング調査等を実施 ・特定鳥獣検討委員会、ヤクシカワーキンググループに、全体頭数のシミュレーション及び分布のパターン、捕獲による植生回復効果等の評価、捕獲手法や捕獲を重点的に行うべき地域等の課題について検討、助言を求める。 (2)情報公開と合意形成 ・関係機関、組織、学識者等との間で情報共有等を図る。 (3)普及啓発 ・地域住民の理解や協力は不可欠であるため、ヤクシカの生態に関する情報や被害予防方策等についての普及啓発を促進する。 (4)計画の見直し ・モニタリングの結果等により、個体群の動向を把握し、計画の実行状況や効果・妥当性について評価を行い、計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行う。	・特定鳥獣保護管理検討委員会及び屋久島世界遺産地域科学委員会ヤクシカ・ワーキンググループ合同会議を開催し、モニタリング結果等に関する助言等を求めた。 H24:2回(H24.6.21・H25.2.21) H25:2回(H25.9.27・H26.2.28) H26:2回(H26.10.25・H27.2.25) H27:2回(H27.8.8・H28.3.4)																						

第二種特定鳥獣管理計画の改定に伴う見直しの考え方(案)

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン【ニホンジカ編・平成27年度】(平成28年3月環境省)を踏まえた、次期計画(案)を検討する。

(1) 捕獲目標(全国レベル)

平成35年度までに生息数を半減させることを目指す

・環境省と農林水産省は「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月)を共同で取りまとめ、ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後(平成35年度)までに半減させることを当面の捕獲目標(全国レベル)としている。

表1 生息数の半減に向けたスケジュールイメージ(全国目標)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
抜本的な鳥獣捕獲強化対策	目標の設定		改正鳥獣法施行			捕獲対策の進捗状況を確認必要に応じた見直し					目標の達成(半減)
特定計画				改定に伴う見直し					改定に伴う見直し		
減少に向けた捕獲に関して			特に重要な期間								
捕獲・生息動向に関するモニタリング			毎年のモニタリングと評価が重要								

(2) 管理におけるゾーニング

- ・特定計画の計画対象となる地域は、土地利用や生息密度等の状況に応じてゾーニング。
- ・地域の実情に応じたきめ細かなゾーニングの検討。

【現計画】 → 河川区分ごとに10ブロック

(3) 管理の目標

- ・野生鳥獣の生息状況等是不確実なものであることを踏まえて、柔軟で順応的な管理手法(フィードバックシステム)を創出する必要がある。
- ・管理の目標値は、固定的な数値水準ではなく、一定の幅を持って定め、状況の変化に応じて、適時的確な見直しを行う。

【現計画】 → ①世界遺産地域の管理目標
②島全体での管理目標

(4) モニタリング

- ・特定鳥獣の捕獲数は、鳥獣の生息動向(個体数、密度、分布域、性別構成等)、農林業・生態系被害の程度等の変化、狩猟や個体数調整等による捕獲の実施状況等を踏まえて、毎年、検討の必要がある。
- ・特定鳥獣の地域個体群の生息動向、生息環境、被害の程度等についてモニタリングを行い、特定計画の進捗状況を点検するとともに、個体群管理の年間実施計画等の検討(フィードバック)に反映。

【現計画】 → 糞塊法や糞粒法などによるモニタリング調査を関係機関が連携して実施

第二種特定鳥獣管理計画策定スケジュール

鹿児島県自然保護課

(1) 平成28年度第1回特定鳥獣保護管理検討委員会及びワクシカワーキンググループ合同会議開催	平成28年	平成28年8月4日
(2) 計画(案)の作成 ・環境省, 林野庁, 鹿児島県, 屋久島町での調整・検討 ・特定鳥獣保護管理検討委員及びワクシカワーキング・グループ委員への意見聴取		平成28年8月～12月
(3) 平成28年度第2回特定鳥獣保護管理検討委員会及びワクシカワーキンググループ合同会議開催(委員への意見聴取)		平成29年1月上旬
※合同会議開催の時期によっては, (4)利害関係人への意見聴取, (5)関係機関への協議と前後する場合がある。	平成29年	
(4) 利害関係人への意見聴取 - 県猟友会, 県森林組合連合会 - 県農業協同組合中央会		平成29年1月上旬～ 1月中旬
(5) 関係機関への協議 - 九州森林管理局, 九州地方環境事務所 - 県農政部, 屋久島町		平成29年1月中旬～ 1月下旬
(6) パブリック・コメントの実施		平成29年2月上旬～ 3月上旬
(7) 県環境審議会へ諮問		平成29年3月上旬
(8) 県環境審議会鳥獣部会開催・答申		平成29年3月中旬
(9) 県広報での広告		平成29年3月中旬
(10) 公表		平成29年4月1日